

# 事務専科講習会

【扶養認定Q&A・資料編】

被扶養者の手続き・再認定について

令和元年 11月25日

東京都情報サービス産業健康保険組合

## 被扶養者認定 Q & A

### ◆別居・送金証明について

	Q	A
1	別居の場合、送金証明書が必要とのことですが、何を添付すればよいですか？	銀行振込の場合は振込み受領書等、現金書留の場合はその控えになります。誰から誰へいくらの送金がされているかの確認をさせていただきます。原則直近3ヶ月分の証明を添付して下さい。
2	別居の母に生活費を、現金で手渡ししていました。送金証明書がありません。どうすればよいですか？	現金手渡しでは審査時に「送金実績があると判断できない」ため認定できません。今月より3か月分の「振込」か「現金書留」など書類確認できる実績をつくり、証明書を添付して下さい。
3	被保険者の単身赴任に伴い扶養している妻と子が別居となりました。送金証明書は必要になりますか？	単身赴任による別居の場合は不要です(配偶者及び子の場合)。会社都合による一時的な別居として扱いますので省略しています。
4	被扶養者が療養のため一時的に入院した場合、被扶養者として継続できますか？	被扶養者としての扱いとなります。入院中は、一応別居の状態にありますが、入院している者の生活の本拠は、依然として家族の住んでいる場所であり、一時的に滞在するという特殊な状態において病院に滞在しているにすぎません。
5	私(被保険者)の住民票を異動せず、別居していた母と同居しました。母の年収は150万円で、私の年収の1/2以下です。被扶養者として認定は可能ですか？	住民票上で別居となっている場合、送金証明が必要となります。住民票を異動後にご提出いただくか、別居として被扶養者異動届を送金証明などと一緒にご提出ください。

◆退職

	Q	A
6	退職した妻が妊娠や病気等の理由により、失業給付の受給延長をしていますが、扶養に入れますか？	<p><b>被扶養者の対象となります。</b>            失業給付の受給意思があっても、出産や病気により職業に就くことができず、失業給付の受給延長をされている期間は認定対象となります。            ※ただし、疾病による傷病手当金・出産による出産手当金等の給付金が支給されている場合は、収入とみなされ対象外となる場合があります。</p>
7	失業給付の受給期間中に就職が決まり、扶養の範囲内で就業することになった場合には、何の添付書類を提出すればよろしいですか？	<p><b>被扶養者異動届に以下の添付書類が必要です。</b>            「雇用保険受給資格者証(コピー)」            ※最後の受給状況が記載されているもの            「雇用条件証明書」</p>
8	求職活動や離職理由の変更等により、失業給付の受給期間に変更が生じ、認定期限と受給開始日に差異が生じた場合には、認定期限の変更は可能ですか？	<p><b>可能です。以下の書類をご提出ください。</b>            「雇用保険受給資格者証(コピー)」            ※待機・制限期間などの給付開始日の変更が確認できるもの            ※書類を提出される際は、対象者の記号・番号、及び受給期間に変更が生じた旨を送付状や付箋等でお知らせください。</p>
9	妻が自己都合で会社を退職し、離職票1・2の交付を受けました。現在無職無収入なので失業給付を受給したいのですが受給開始までの間、被扶養者として申請できますか？	<p><b>給付制限期間中(3ヶ月間)の認定が可能です。</b>            求職申込日が確認できる<b>雇用保険受給資格者証</b>が必要です。            ※失業保険の受給額によっては、受給中も認定可能な場合があります。</p>
10	妻が会社を退職後、離職票1・2の交付をうけましたが、働く意志も失業給付を受給する意志もない場合、被扶養者として申請するにはどのようにすればよいですか？	<p>被扶養者異動届にハローワークで「法第4条第3項不該当(働く意思・失業給付受給の意思なし)」もしくは「法第13条不該当(受給資格なし)」の記載を受けた<b>離職票1・2</b>または<b>雇用保険受給資格者証(コピー)</b>が必要です。</p>

	Q	A
11	妻が退職しましたが、アルバイトだったため雇用保険の適用がありませんでした。被扶養者として申請するにはどのようにすればよいですか？	被扶養者異動届に、「雇用保険に未加入である」理由が記載された <u>退職・派遣登録抹消証明書</u> を添付しご申請ください。
12	妻が退職後に失業給付を受給していましたが、給付が終了しました。被扶養者として申請する場合、どのようにすればよいですか？	「被扶養者異動届」に、失業給付支給終了が確認できる <u>雇用保険受給資格者証</u> を添付してご申請ください。
13	父が定年退職しました。今後は年金収入のみになるため、退職後の父親と父親の扶養に入っていた無職の母親を扶養に入れたい場合はどのような添付書類が必要ですか？父親、母親ともに65歳です。 【本人と両親の3人暮らしのケース】	以下の添付書類をご用意ください。 <b>被扶養者現況表(父母)、所得証明書(父母)、年金振込通知書(父母)、雇用保険受給資格者証(父のみ)</b> ※年金受給申請中の場合は <b>年金見込額照会回答票</b> が必要です。
14	別居している1人暮らしの母親が退職したため、今後は自分の送金で生計をたてていくことになりました。この場合、どのような添付書類が必要ですか？母親は68歳で、今後は年金のみの収入になります。	<b>被扶養者現況表、母親の住民票(世帯全員)、母親の所得証明書、退職書類、年金振込通知書、送金実績3か月分</b> が必要です。また、父親の状況(死別など)によっては追加の添付書類が必要となる場合があります。

#### ◆パート・アルバイト等の収入あり

	Q	A
15	月額13万円の収入があります。しかし雇用契約が4ヶ月だけの勤務予定ですが、認定対象となりますか？	月収で審査するため <b>収入超過</b> となります 4ヶ月であっても、契約更新がされる場合もあるため、月額108,333円を超える場合は <b>収入超過</b> とみなされます。(60歳以上は月収15万円)
16	月額30万円の収入で勤務していた先を退職しました。1月から勤務を開始して、8月で退職したため、8ヶ月の勤務により収入が240万円程度となりましたが、退職したことで扶養に入れますか？	<b>被扶養者の対象となります。</b> 審査は将来へ向けての収入で計算しますので、過去の収入は算入しません。退職前に240万円の収入があったとしても、退職後、 <u>恒常的な収入(失業給付金など)</u> がない場合は、退職時点で <b>将来的な収入は0円</b> であると考えます。

	Q	A
17	結婚したので、妻を被扶養者として申請したいのですが、妻は現在パートタイマーで働いており1ヶ月5万円の収入があります。何か添付書類は必要でしょうか？	パート先の事業主の証明のある <b>雇用条件証明書</b> が必要です。
18	パートで月額8万円の収入があります。これに加えて、年金を5万円(月額)受給していますが、収入はどのように計算しますか。	月単位で合算して考えます 年金を月額で換算し8万円と5万円を合算し、月額13万円の収入であるとみなします。
19	正職員で働く妻の雇用契約が変わり、扶養の範囲内で働くこととなりました。添付書類は何が必要ですか？	<b>雇用条件証明書、前健保の資格証明書</b> (資格喪失日記載)の2点が必要になります。

#### ◆夫婦共同扶養

	Q	A
20	長男の扶養を夫に、次男を自分の扶養にしたいのですが可能ですか。	夫婦が共働きの場合、子供の人数に関わらず、原則的に収入の高い方が「主たる生計維持者」となるため、収入が高いほうの親の扶養に長男、次男ともに入れていただくこととなります。
21	TJK加入の妻が次男を出産しました。前年は妻の方が収入が高く長男も妻の扶養に入っているため、出産した時点で次男も扶養にいれることは可能ですか。	<b>現在の収入比較をしていただきます</b> 女性被保険者の場合、出産後は産休・育児休業を取得することが多いため、出生時点での収入比較をしていただく必要があります(夫婦それぞれの収入確認書類をご提出いただきます)。夫の収入の方が高くなる場合は、長男・次男ともに夫の被扶養者になります。
22	夫が自営業で国民健康保険のため、被扶養者の制度がありません。TJKの被保険者である妻の扶養にいれることはできますか。	<b>夫の収入を妻が上回っていれば可能です</b> 夫婦のうち、収入の高い方が扶養者となるため、社会保険適用事業所に在籍かどうかは基準になりません。

◆再認定

	Q	A
23	対象者の「所得証明書」はどこで入手できますか？ また、無職の場合も添付書類は必要ですか？	当該年1月1日時点で住民登録されている市区町村役所にて発行されます。また、収入がない場合でも無職であることの確認のため、所得証明書の提出が必要となります。
24	添付書類として所得証明書の代わりに源泉徴収票を提出してもよいですか？	源泉徴収票ではなく、 <b>所得証明書の提出をお願いします。</b> 2ヶ所以上から給与が出ている場合や、給与と年金など複数収入を確認できませんので所得証明書を取得して下さい。 尚、所得証明書はコピーで提出可能です。
25	海外に居住しているため、所得証明書を取得できない家族がいます。どうすればよいですか？ また、入国したばかりで所得証明書の発行ができない場合どうすればよいですか？	居住地にて発行される所得が確認できる公的証明書(翻訳付)のご提出をお願いします。 また、入国後すぐの方は、入国日および在留資格が確認できる書類(在留カード・住民票等の写し)の添付をお願いします。
26	「被扶養者確認届」の提出期限の前に被保険者が退職しましたが、その場合も提出は必要ですか？	提出時点で退職している場合は、「被扶養者確認届」の扶養をはずれた理由の欄に令和〇年〇月〇日退職と記載し提出して下さい。 尚、所得証明書の添付は不要です。
27	再認定に必要な提出書類を提出しなかった場合はどうなりますか？	健康保険法施行規則第50条7項「検認又は更新を行った場合において、その検認又は更新を受けない被保険者証は、無効とする。」により、被保険者証は無効となります。尚、被保険者証の無効後に医療機関等で保険診療された場合は、無資格受診により医療費を返還していただく場合がございます。

◆その他

	Q	A
28	被保険者が75歳に達するなど、後期高齢者医療の被保険者となった場合、その被扶養者の取り扱いはどうなりますか？	健康保険の被保険者が後期高齢者医療の被保険者となった場合には、その被扶養者も同時に資格を喪失することとなり、住所地の国民健康保険等に参加することになります。
29	入社と同時に、社員の妻を扶養申請したいのですが、マイナンバーの提出が遅れています。マイナンバーの提出がなければ、申請はできないのでしょうか？	マイナンバーについては、後日提出で結構です。申請と同時に提出がなくとも健康保険証の交付は可能ですので、マイナンバー届のみ後日ご提出ください。
30	父が亡くなったので、同居している無職の母を被扶養者として申請したいのですが、母の年齢は55歳で遺族年金年間100万円支給を受けています。この場合はどのような添付書類が必要になりますか？ 【本人と母の2人暮らしのケース】	<b>被扶養者現況表・世帯全員が載っている住民票、母の所得証明書・年金振込通知書</b> が必要です。 ※年金受給申請中の場合は年金見込額照会回答票が必要です。
31	配偶者と離婚することになりました。今後は、自分と子だけの世帯になりますが、子を自分の扶養に入れたい場合、どのような添付書類が必要ですか？	世帯主が変更になった住民票(世帯全員が載っている住民票)が必要です。なお、離婚の場合は親権がどちらにあるのではなく、あくまで生計維持者が誰か、ということが基準です。
32	入社と同時に、自営業として収入のある妻を扶養に入れたい場合、どのような添付書類が必要ですか？	過去3年分の確定申告書の写しが必要です。 ※3年間の年間所得が扶養の基準内であることが条件です。

【TJKホームページでダウンロードできる被扶養者関連書類】 ※すべて原本提出が必要です

- ・被扶養者異動届(正・副)
- ・被扶養者現況表
- ・雇用条件証明書
- ・退職・派遣登録抹消証明書
- ・被扶養者住所変更届
- ・個人番号(マイナンバー)届
- ・情報照会依頼書